

平成 25 年9月 2 日

合同水防訓練について

1 実施目的

集中豪雨や台風など風水害の発生が懸念される時期にあたり、交流を図り、防災組織や関係機関等が連携して訓練を実施し、水防工法及び救助技術等を含め、風水害による被害の防止、軽減を図ることを目的とします。

生活安全課との打合せ内容 9月2日（月曜日） 大熊・高野

- 1・水害においても、最も必要となるのが「飲料水」の確保である。
飲料水確保訓練として「宗岡浄水場」まで行って補給を受ける。（水道局了解済み）
訓練内容として、ポリタンクなどは大変なので「ペットボトル」（2リッター～4リッター）を各自持って（10人から20人）車で現地まで行って補給を受ける。
- 2・エンジンポンプを稼働する。（設置ポンプだけでは排水が間に合わない時に稼働）
- 3・土嚢体験訓練
土嚢の作り方及び日常の物（例えば、プランター、植木鉢等）を使って土嚢替りにする。
- 4・要援護者台帳による誘導避難訓練
台帳の確認及び非常時に有効に使えるかの訓練
- 5・名札を用意する。
- 6・炊き出し訓練の実施（アルファーマの支給を受ける）
- 7・排水ポンプ場の見学（中継ポンプ場～遠隔操作にて稼働する）
9月4日見学了承。市の要望として見学時間、質問等が有れば文書（ポンプの性能、稼働方法、緊急時稼働、メンテナンス等）で提出して頂ければそれなりの準備をしますとの事。
- 8・その他、訓練追加が有れば、案を出す。